

令和8年7月7日
【個人情報保護委員会】

【概要書】

令和7年度個人情報保護委員会年次報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和 7 年度 年次報告の 概要について

令和 8 年 7 月
個人情報保護委員会

I 個人情報保護法等に関する事務

➤ いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

- 令和7年3月5日に「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を委員会において決定し、公表して、有識者、経済団体、消費者団体等から募った意見を、同年4月16日までに順次公表した。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、「全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す」旨の方針が決定された（「経済財政運営と改革の基本方針2025」（同日閣議決定）等においても、同様の方針が決定）。
- これらを踏まえ、政府全体の取組とも連携しながら、関係者との議論も深め、令和8年1月9日に、「適正なデータ利活用の推進」、「リスクに適切に対応した規律」、「不適正利用等の防止」及び「規律遵守の実効性確保のための規律」を柱とする「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を委員会において決定し、公表した。
- その後も関係者との調整を進め、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案を第221回国会（特別会）の提出予定法案として登録し、国会提出に向けた所要の手続きを取り進めた（令和8年4月7日に法律案閣議決定・国会提出）。

➤ 有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場

- 「個人情報保護政策に関する懇談会」を設置し（令和7年4月28日に準備会合を開催）、令和7年度の大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」として、同年9月19日の第1回会合では「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブについて」、令和8年2月2日の第2回会合では「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方について」を議題として、意見交換を行った。

➤ 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

- 行政機関等に対する助言や照会への回答、実務に即した都道府県単位の研修会の開催等を行った。
- 利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用・提供をすることができる個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号の「相当の理由があるとき」の判断基準をより明確化する観点から、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）を改正し、併せて個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に該当事例の追加等をする改正を行った。

➤ 個人情報保護法等に基づく個人情報等の利活用等

- PPCビジネスサポートデスクにおいて、幅広い業種の事業者からの個人データの取扱い等の相談に応じた（計32件）。
- 行政機関等匿名加工情報に関する提案の審査等に係る事務について、その実態を把握するための調査を実施し、地方公共団体に対して、参考となる情報の提供を行った。
- 企業等におけるデータガバナンス体制の構築の推進役となる個人データの取扱いに関する責任者及び責任部署の設置・運用に当たって、企業等が考慮すべき点等に関して調査した結果を公表し、周知を行った。

I 個人情報保護法等に関する事務

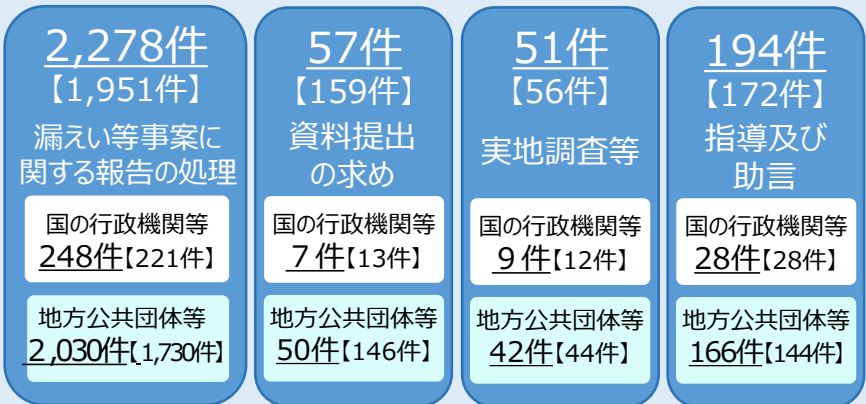
➤ 個人情報保護法に基づく監視・監督 ※公表事案については別紙及び本文P10～13参照。

➤ 個人情報の取扱いに関する監視・監督の状況

○ 個人情報取扱事業者等に対する監督 ※【 】内は令和 6 年度の実績



○ 行政機関等に対する監視 ※【 】内は令和 6 年度の実績



- 四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」の公表を行った。
- 性犯罪マップ、保険代理店、学校等の特定の分野や類型等における注意喚起等を行った。
- 関係省庁及び関係機関との連携をより一層強化し、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握等するために、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を四半期ごとに開催した。平時から備えるべき事項、不正アクセス被害が発生した際に注意すべき事項及びフォレンジック調査の活用について、参考資料として整理した「不正アクセス発生時のフォレンジック調査の有効活用に向けた着眼点」を取りまとめ、令和 8 年1月28日に公表した。

○ 勧告・命令事案

- ・ 名簿業者である有限会社ビジネスプランニングが、提供先が違法な行為に及ぶ者である可能性を認識しながら個人情報の提供を行っており、提供された個人情報に係る本人が特殊詐欺グループからの連絡の可能性にさらされることとなり、現に平穏な生活を送る個人の権利利益が侵害されている事実が認められたため、令和 7 年 5 月16日、不適正な利用の禁止（個人情報保護法第19条）に違反する個人情報の提供を直ちに中止すること及び不適正な利用の禁止に違反する個人情報の提供を一切行わないよう確実な体制整備を行うことについて緊急命令を行った。あわせて、第三者提供に係る記録の作成義務（個人情報保護法第29条第 1 項）の違反について勧告を行った。また、これらの命令事項及び勧告事項の履行状況の確認のために報告等を求めた。
- ・ 名簿業者である株式会社中央ビジネスサービスが、特殊詐欺グループに個人情報が渡る可能性があることを認識しながら個人情報の提供を行っており、個人の権利利益を侵害するおそれが高いことが認められたため、同年 9 月10日、不適正な利用の禁止（個人情報保護法第19条）に違反する個人情報の提供を確実に中止すること及び不適正な利用の禁止に違反する個人情報の提供を一切行わないよう確実な体制整備を行うことについて勧告を行った。あわせて、勧告事項の履行状況の確認のために報告等を求めた。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

➤ マイナンバー法に基づく監督等

- 埼玉県所沢市において、市民税課に在籍していた職員が、親族の個人番号を含む個人情報をもとに不正に取得し、当該親族を当該職員又はその配偶者の扶養親族として修正申告することで、市・県民税の還付・減額や市民税課税額を基に算出される保育料の減額を受けたことが発覚した事案に関して、同市に対して、保有個人情報及び個人番号の安全管理措置（個人情報保護法第66条第1項・マイナンバー法第12条）の不備等について指導等を行った。
- 委員会の監視・監督活動について国民に対してより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における適正な特定個人情報の取扱いに資するよう、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」の公表を行った。

➤ 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督の状況

※【 】内は令和6年度の実績

392件【2,052件】
漏えい等事案に関する
報告の処理

41件【44件】
報告徴収

46件【46件】
立入検査

83件【74件】
指導及び助言

➤ 特定個人情報保護評価

- 評価実施機関である行政機関の長等から全項目評価書の提出を受け、審査・承認を行った。
- マイナンバー法第27条第2項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）の3年ごとの再検討について、令和8年1月28日に、特定個人情報保護評価書の記載内容の重点化、保護評価手続の効率化・迅速化及び保護評価手続に関する資料の充実に向けた対応方針を、委員会に報告し、当該指針の再検討に着手した。

※【 】内は令和6年度の実績

10件【9件】

特定個人情報保護
評価書の承認状況

➤ マイナンバー法第19条第9号規則に基づく届出の受付

- 独自利用事務の情報連携に係る届出を受け付け、令和8年10月時点で情報連携の対象とされる独自利用事務に係る届出件数は右のとおりとなった。
- 独自利用事務の情報連携の更なる活用促進に向けて、制度の周知活動を実施した。

※【 】内は令和6年度の実績

1,509団体
【1,475団体】
13,327件
【12,999件】

Ⅲ 国際協力

➤ 個人情報情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

- 日EU間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、対象範囲を学術研究分野及び公的部門に拡大することに関する協議を実施した。令和7年9月18日の欧州委員会マグラー委員との会談時に、「学術研究分野における協議が成功裏に終了したことを歓迎するとともに、公的部門への十分性認定の対象範囲の拡大に関する協議を更に強化することを決定し、この共同作業の進捗を年末までに確認する」旨の共同プレス・ステートメントを発表した。英国との間でも、同様の協議を実施した。
- 令和7年6月2日、グローバルCBPRシステムの運用を開始し、認証機関による認証の付与が始まった。また、同システムの認証取得の普及促進を進めるため、企業の個人データの越境移転に係る実態等の調査を実施し、同システムの広報及び企業への個別説明による認証取得に向けた検討の促進を目的とするパンフレットを作成した。
- グローバルなモデル契約条項（MCC）の導入を目指し、欧州委員会やASEAN諸国（シンガポール、フィリピン、インドネシア）の関係機関との意見交換を実施した。
- 令和7年6月の第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル（カナダ）に参加し、グローバル規模におけるDFFTの具体化に向けた手法を探究すること等を議論し、その内容が盛り込まれたコミュニケを採択した。また、同年12月の同フォローアップ会合に参加し、「G7データ保護・プライバシー機関DFFTポジションペーパー」を採択したほか、令和8年より、ドイツ連邦データ保護・情報自由監察官とともに、DFFT作業部会の共同議長を務めることとした。

➤ 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築

- 令和7年12月の第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルフォローアップ会合において、米国連邦取引委員会と共同議長を務める執行協力作業部会で作成を主導した執行事例共有フォーマットについてのプレゼンテーションを行い、同作業部会の成果文書として採択された。
- 令和7年9月の第47回GPA年次総会（韓国）、同年6月の第63回APPAフォーラム及び同年11月の第64回APPAフォーラム（マカオ）に参加した。
- 令和7年12月9日、委員会とカナダプライバシーコミッショナーとの間で、個人情報保護に関する協力覚書（MOC）を締結した。

104件^{【117件】}
主な国際会議への参加

79件^{【56件】}
外国機関との対話実績

※【 】内は令和6年度の実績

➤ 国際動向の把握及び情報発信

- 個人情報保護に係る最新の国際動向を積極的に把握するとともに、個人情報の保護に関する海外の法制度の情報や委員会の取組について、委員会ウェブサイトや公式SNS等を活用して、国内外に向けた効果的な情報発信を強化した。

IV 個人情報保護法、マイナンバー法等に共通する事務

➤ 相談受付

- 個人情報保護法相談ダイヤルにおいては、民間部門では個人データの第三者提供に関する相談が、公的部門では地方公共団体等における保有個人情報の利用及び提供の制限に関する相談が最も多く寄せられた。マイナンバー苦情あつせん相談窓口においては、特定個人情報の安全管理措置に関する相談が最も多く寄せられた。また、苦情に対しては、必要に応じてあつせんの申出を受け付けた。
- 個人情報保護法相談ダイヤル等の運用に、「個人情報保護委員会コンタクトセンターシステム」を導入し、電話で相談しやすい環境整備、相談に対する助言、回答等の内容の充実及びAIを活用したPPC質問チャットの利便性の向上に努めた。
- 個人情報保護法相談ダイヤル等の受付状況について、国民に対してより詳しく情報提供するとともに、事業者及び行政機関等における個人情報等の適正な取扱い、相談者と事業者又は行政機関等との間の自主的な苦情の解決に資するよう、四半期ごとに公表した。

➤ 相談受付の状況 ※【 】内は令和6年度の実績

○ 個人情報保護法相談ダイヤル

19,887件【20,868件】

個人情報保護法相談
ダイヤル受付件数
(民間部門)

3,637件【3,432件】

個人情報保護法相談
ダイヤル受付件数
(公的部門)

13件【26件】

個人情報の取扱い
に関するあつせん
申出受付件数

○ マイナンバー苦情あつせん相談窓口

1,634件【1,494件】

マイナンバー苦情
あつせん相談
窓口受付件数

2件【15件】

特定個人情報の取扱い
に関するあつせん
申出受付件数

➤ 広報及び啓発

- 事業者及び行政機関等に対して個人情報保護制度を周知するため、説明会への講師派遣等を行った。
- こども向け啓発活動の一環として、動画、ハンドブック等を用いて、個人情報保護の大切さを伝える出前授業（計85回、約9,200人参加）を実施した。
- 今後の出前授業での活用や、教職員等による地域の実情に応じた個人情報保護に関する授業の実施を目的として、教育コンテンツ（教材及びマニュアル）の調査・研究を開始した。
- 個人情報に関連して発生し得るリスク等を啓発する動画等を制作し、周知を図った（動画制作本数40本、YouTubeチャンネルにおける掲載中の動画本数117本）。
- 警察庁と連携し、特殊詐欺事案における個人情報保護についての国民の理解を深めるため、令和8年2月から広報活動を実施した。
- X及びYouTubeチャンネルといった委員会公式SNSを通じた情報発信を積極的に実施した。

※【 】内は令和6年度の実績

161回

(約32,200人参加)

【141回（約22,400人参加）】
個人情報保護制度に関する説明会実施状況

個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者等・行政機関等に対する監視・監督のうち公表事案

※本文P10～13参照

- 複数の損害保険会社の保険商品を取り扱う一部の保険代理店が、損害保険会社から保険契約の締結等の業務を委託されることに伴って取扱いを委託されていた保険契約者の個人データ（契約者氏名、証券番号、保険料等）を、本人の同意なく他の損害保険会社に提供等していた事案及び損害保険会社から保険代理店に出向している従業者が、出向先の保険代理店が管理する他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データ等（契約者氏名、証券番号、保険料等）を、出向先の保険代理店に無断で、かつ、本人の同意を得ることなく、出向元の損害保険会社に送付していた事案。
- 名簿業者である有限会社ビジネスプランニングが、提供先が違法な行為に及ぶ者である可能性を認識しながら個人情報の提供を行っていた事案（再掲）。
- 名簿業者である株式会社中央ビジネスサービスが、特殊詐欺グループに個人情報が渡る可能性があることを認識しながら個人情報の提供を行っていた事案（再掲）。
- 埼玉県所沢市において、市民税課に在籍していた職員が、親族の個人番号を含む個人情報を不正に取得し、当該親族を当該職員又はその配偶者の扶養親族として修正申告することで、市・県民税の還付・減額や市民税課税額を基に算出される保育料の減額を受けたことが発覚した事案（再掲）。